

※改訂箇所は朱書きで表示

小千谷市立地適正化計画

【改訂版】

平成 29 年 3 月
(令和 3 年 3 月一部改訂)
新潟県小千谷市

< 小千谷市立地適正化計画の見直しの経緯 >

○平成 29 年(2017 年) 3 月 計画策定

○令和 3 年(2021 年) 3 月 一部改訂

主な変更箇所	変更の背景	変更箇所
居住誘導区域及び 都市機能誘導区域の変更	・頻発・激甚化する自然災害に対応するため、居住誘導区域から災害レッドゾーンを原則除外する「都市再生特別措置法施行令の一部を改正する政令」が閣議決定(令和 2 年 10 月) ・用途地域の変更 (厚生連小千谷総合病院等の追加)	第 6 章
「防災指針の検討にあたって」の追加	・頻発・激甚化する自然災害に対応するため、立地適正化計画の記載事項に防災指針を追加する「改正都市再生特別措置法」が施行(令和 2 年 9 月)	第 7 章 (3)
都市のスポンジ化対策の 追加	・空き地・空き家等の利用促進による、まちのにぎわい創出に向けて、都市のスポンジ化対策を総合的に推進する「改正都市再生特別措置法」が施行(平成 30 年 7 月)	第 7 章 (4)

※上記の変更に関連する箇所も適宜変更しています。

目 次

第1章 立地適正化計画に係る位置づけ等	1
(1) 立地適正化計画の位置づけ	1
(2) 立地適正化計画の策定フロー	2
(3) 立地適正化計画を策定する区域	3
(4) 目標年次	3
第2章 小千谷市の実態	4
(1) 小千谷市の人口・世帯数	4
(2) 小千谷市の将来人口推計	11
(3) 都市機能の立地状況	17
(4) 商業の状況	25
(5) 公共交通の状況	26
(6) 土地利用の現状	31
(7) 都市基盤の整備状況	35
(8) 災害ハザード	37
(9) 歳入歳出の状況	41
(10) 都市構造の評価	42
第3章 都市構造上の課題	51
第4章 上位計画等の整理	56
(1) 第五次小千谷市総合計画	56
(2) 小千谷市総合戦略	57
(3) 小千谷都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	58
(4) 小千谷都市計画マスタートップラン	61
(5) 第4次小千谷市生活交通確保計画	65
第5章 都市づくりの方針	66
(1) 都市づくりの理念	66
(2) まちづくりの方針	67
(3) 目指すべき都市構造	68
(4) 居住及び都市機能の誘導方針	69
(5) 居住及び都市機能誘導区域の設定方針	71
第6章 誘導区域の設定	72
(1) 居住誘導区域の設定	72
(2) 都市機能誘導区域の設定	85
第7章 実現化方策	91
(1) 誘導施設の設定	91
(2) 誘導施策の設定	107
(3) 防災指針の検討にあたって	109
(4) 低未利用土地の有効活用及び適正管理について	114
(5) 届出・勧告制度について	117
(6) 定量的目標値の設定	118
(7) 進行管理について	118